

「三木町ふるさと思いやり寄附金」活用事業（令和元年度版）

三木町ふれあいふるさと基金の設置管理及び処分に関する条例に基づき、「三木町ふれあいふるさと基金」に積立てた寄附金（～令和2年3月）につきましては、寄附していただいた方の意向を踏まえ、以下の重点取組事業の財源として活用させていただきました。

充当総額：160,734千円

国立大学法人香川大学との包括的連携事業



事業費

1,372千円

充当額

1,372千円

レアシュガースウィート（希少糖含有シロップ）を返礼品として選ばれた方の寄附金額の1/2を、町が香川大学へ寄附し、両者が連携して地方創生・教育研究・健康づくりなどを進める経費とさせていただきます。

小学校・中学校図書館の図書購入事業



事業費

402千円

充当額

402千円

三木町には、小学校4校と中学校1校があります。児童生徒一人ひとりが、自分の夢や目標に向かってチャレンジするたくましい人間に育つよう、小・中学校図書館の充実を図りました。

ふれあいふるさと事業～三木町まち・ひと・しごと創生～

本事業は、本町における地方創生の起爆剤となる事業であり、全国から頂いた寄附金全てに共通する、本町への地方創生・地域振興の一部へと活用させていただきました。（返礼品等）

事業費

158,960千円

充当額

158,960千円

「三木町ふるさと思いやり寄附金」活用に係る
事業区分ごとの寄附金の積立額

寄附金については、寄附していただいた方の意向を踏まえ、重点取組事業の財源として活用させていただいております。今後、それぞれの事業区分ごとに活用できる額は次のとおりです。

令和2年3月31日現在

三木町ふるさと思いやり寄附条例

第1条 この条例は、三木町を愛し、応援しようとする個人又は団体から広く寄附を行う者(以下「寄附者」という。)を募り、その寄附金を財源として寄附者の意向を反映させた各種事業を行うことによって、個性豊かで活力あるまちづくりに資することを目的とする。

第2条 前条に規定する寄附者の意向を反映させた各種事業を具体化するための事業区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 自然環境及び地域景観の保全並びに活用に関する事業
- (2) 少子高齢化対策に関する事業
- (3) 教育環境整備及び青少年の健全育成に関する事業
- (4) 安心・安全で住みよいまちづくりに関する事業
- (5) スポーツ、芸術及び文化の振興に関する事業
- (6) 観光資源の開発及び伝統行事の伝承に関する事業
- (7) 農山村振興対策に関する事業
- (8) その他目的達成のために町長が必要と認める事業

(1) 自然環境及び地域景観の保全並びに活用に関する事業	74,637千円
(2) 少子高齢化対策に関する事業	335,525千円
(3) 教育環境整備及び青少年の健全育成に関する事業	77,695千円
(4) 安心・安全で住みよいまちづくりに関する事業	28,768千円
(5) スポーツ、芸術及び文化の振興に関する事業	31,248千円
(6) 観光資源の開発及び伝統行事の伝承に関する事業	22,303千円
(7) 農山村振興対策に関する事業	27,133千円
(8) その他目的達成のために町長が必要と認める事業	419,352千円
合 計	1,016,661千円